六　バナジウム鉱（精鉱を含む。）
七　希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）、これらの無機又は有機の化合物及びこれらの混合物の無機又は有機の化合物

附　則

この省令は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百四十五号）の施行の日から施行する。

○農林水産省令第三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月七日

農林水産大臣　山本　有二

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項中「（昭和二十六年法律第三百十三号）」を削り、「りくぜん型いしいるか」を「りくぜんいるか型いしいるか」に、「又はおきごんどう」を「、おきごんどう、しわはいるか又はかずはごんどう」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。